

さいたま市告示第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

さいたま市長 清水 勇人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・3・11号産業道路及び3・4・20号与野東口駅前通線

2 施行者の名称

さいたま市

3 事務所の所在地

さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

埼玉県さいたま市浦和区上木崎三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目、
大宮区北袋町二丁目地内

(2) 使用の部分

なし